

京都市会図書館規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市会議長 橋村 芳和

京都市会規程第3号

京都市会図書館規程の一部を改正する規程

京都市会図書館規程の一部を次のように改正する。

第1条中「設置する京都市会図書館」を「市会に附置する図書館」に改め、同条に次の1項を加える。

2 図書館の名称は、市会図書・情報室とする。

第5条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(市会事務局調査課)